

## 宮古市ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金支給事業

### ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業とは・・・

母子家庭の母や父子家庭の父が、適職に就くため市が指定した講座を受講する場合に、その受講費用の一部を給付金として支給し、母子家庭の母や父子家庭の父の自立を支援するための事業です。

※受講開始時の費用は全額自己負担ですが、受講終了後、対象者に市から受講費用の一部が支給されるものです。

### ◆対象となる方

20歳未満の子どもを養育する母子家庭の母または父子家庭の父で、次の要件を全て満たす方

- 1 宮古市に住所がある方
- 2 児童扶養手当を受給している、または同等の所得水準の方
- 3 教育訓練を受講することが適職に就くために必要と認められる方
- 4 過去に本事業の給付金を受けたことがない方

### ◆対象となる講座

- 1 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座  
(一般教育訓練給付金、特定一般教育訓練給付金、専門実践教育訓練給付金)
  - 講座のパンフレットなどに指定の有無が書いてあります
  - 厚生労働省のホームページから検索することができます
- 2 国が別に定める就業に結びつく可能性が高い講座
- 3 上記に準じ市長が指定する講座

### ◆給付金の支給額

- 1 雇用保険制度の一般教育訓練給付金の受給資格がない方
    - 一般教育訓練給付金の受給資格のない方は、受講にかかった経費の2/3相当額(上限20万円)
    - 専門実践教育訓練給付金の受給資格のない方は、受講にかかった経費の2/3相当額。  
ただし、受講にかかった経費の2/3相当額が修学年数に20万円を乗じて得た額を超える場合、修学年数に20万円を乗じて得た額。(上限80万円)
  - 2 雇用保険制度の一般教育訓練給付金等の受給資格がある方
    - 1の額から雇用保険制度の一般教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※1・2ともに、2/3相当額が12,000円を超えない場合は支給されません



## ◆留意事項

○受講にかかった費用について

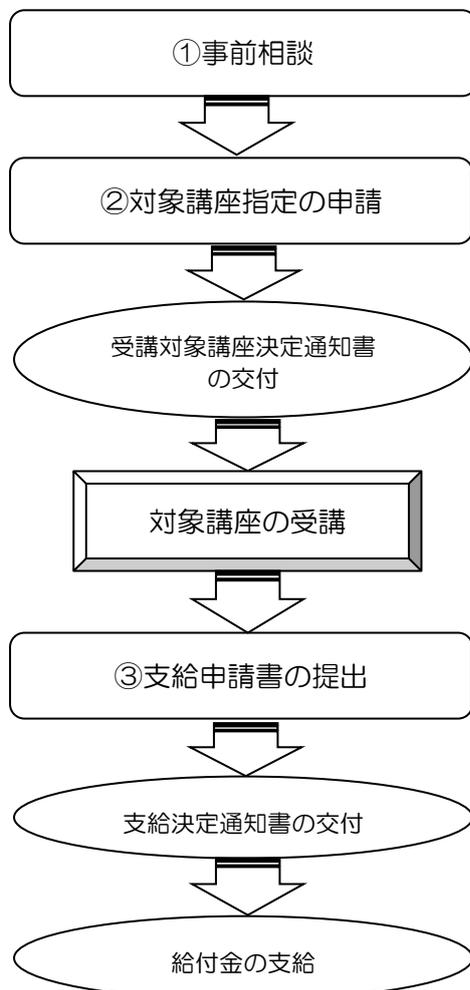
【対象となるもの】

- ・入学にかかる費用又は登録料、受講料、教科書代、教材費及び受講に必要なソフトウェア等の補助教材費（パソコン等の機器購入に係る経費を除く）、これらに係る消費税

【対象とならないもの】

- ・対象講座以外の受講料、教育訓練機関が実施する各種行事参加に係る経費、学債等将来受講者に対して現金還付が予定されている費用、受講のための交通費、クレジット会社に対する分割手数料や利息、未納となっている入学金及び受講料、教育訓練の補講費など

## ◆支給までの流れ



◇これまでの就業経験や資格の取得状況、講座受講後に希望する職業などをお聴きします

※事前相談をせずに受講した場合、原則として給付金は支給されませんのでご注意ください

◇受講開始前に申請が必要です

※受講開始後は申請できませんのでご注意ください

【添付書類】

- 世帯全員分の住民票
- 戸籍謄本
- 児童扶養手当の証書
- ハローワークの教育訓練給付金支給要件回答書
- ※その他、必要な書類の提出を求めることがあります

◇受講を修了した日から30日以内に申請が必要です

【添付書類】

- 教育訓練機関の長が発行する対象講座の修了証明書
- 教育訓練機関の長が発行する教育訓練経費の領収書（クレジット利用の場合は、クレジット契約証明書）
- 申請者名義の通帳
- ※その他、必要な書類の提出を求めることがあります。

お手続き・お問合せ・・・

宮古市こども課 子育て支援係

(代)0193-62-2111 (内線 1316)

(直)0193-68-9084